1：25，000

亀山市都市計画図

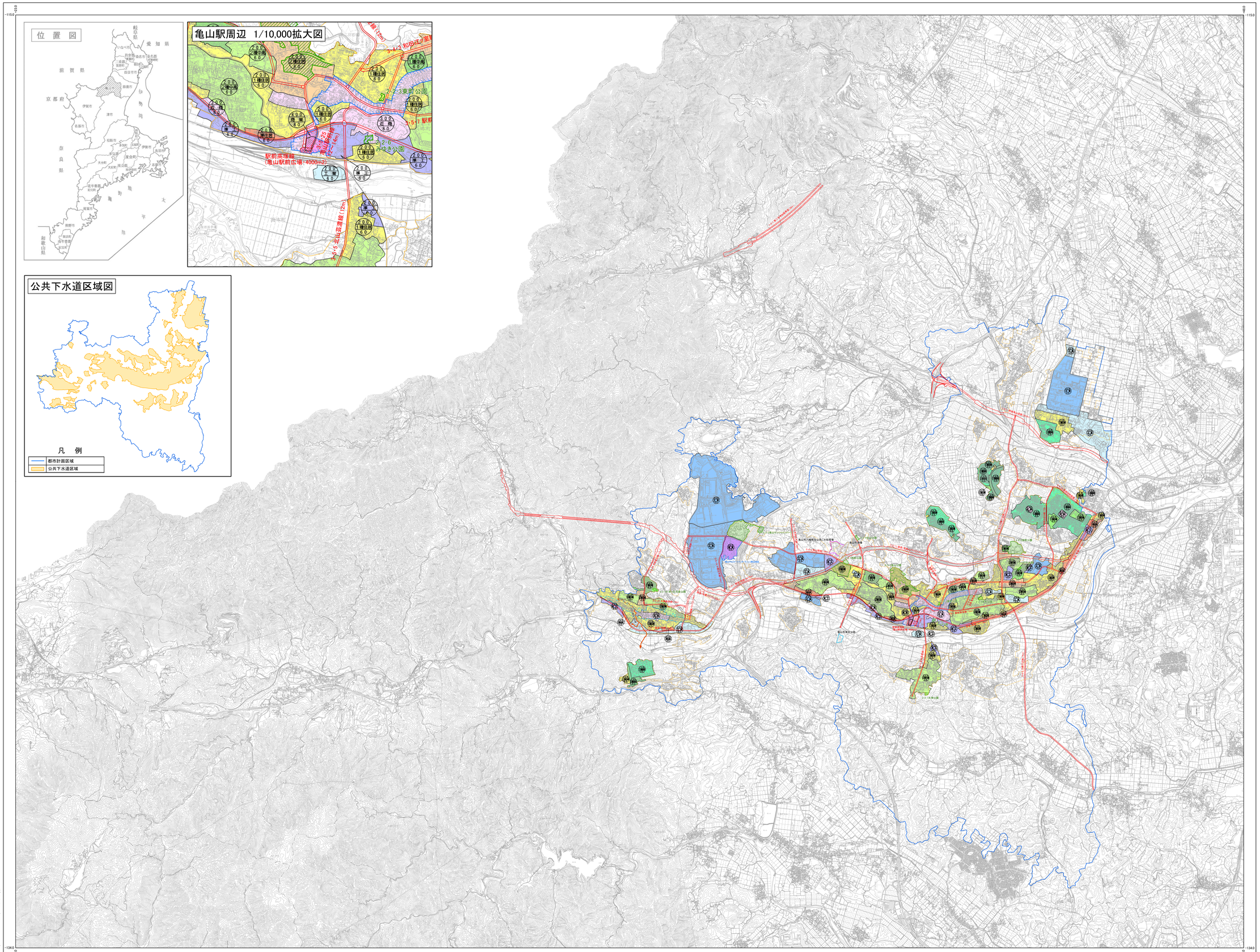

記号

平成14年国土交通省告示第九号の規定による
第12座標系（世界測地系に準拠）
設表は標メルカトル図法
図面に表示してある坐標値は キロメートル単位
方眼は5，0キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は10メートル

凡 例

- 都市計画区域
- 都市計画道路
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 準防火地域
- 伝統的建造物群保存地区
- 都市計画公園
- 交通広場
- 火葬場
- 汚物処理場
- ごみ処理場
- 都市下水路
- 高度利用地区
- 第一種市街地再開発事業
- 地区計画
- 公共下水道区域

100 容積率
1種低住 用途
50 建蔽率

株式会社パスコ 調整

令和8年3月作成

本計画図の都市計画区域、地域地区都市施設などの位置、区域界は概要を示すもので、詳細は亀山市建設部都市整備課配備である指定図書を縦覧してください。

1:25,000

0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 m

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2023三重県共有デジタル地図（数値地形図縮図10，000）」を使用し、調整したものである。（承認番号：三総合地第95号、三総合地第126号）本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とします。